

四日市市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教委規則第2号

四日市市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

四日市市立幼稚園管理規則（平成13年四日市市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条）
第2章 <u>開園時間</u> 、学期、休業日及び振替保育（第3条—第6条）	第2章 学期、休業日及び振替保育（第2条—第4条）
第3章 教育・ <u>保育活動</u> （第7条・第8条）	第3章 教育活動（第5条・第6条）
第4章 <u>園児</u> （第9条—第17条）	第4章 <u>幼児</u> （第7条—第16条）
第5章 職員（第18条—第22条）	第5章 職員（第17条—第22条）
第6章 組織（第23条—第27条）	第6章 組織（第23条—第25条の2）
第7章 幼稚園施設等の管理（第28条）	第7章 幼稚園施設等の管理（第26条）

—第31条)

第8章 職員及び園児の事故 (第32条  
・第33条)

第9章 雑則 (第34条)

第10章 補則 (第35条・36条)

附則

(目的)

第1条 この規則は、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に定める認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型こども園」という。）を含む。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、幼稚園の管理運営の基本的事項に関し定め、もって円滑かつ適正な幼稚園運営に資することを目的

—第29条)

第8章 職員及び幼児の事故 (第30条  
・第31条)

第9章 雑則 (第32条・33条)

第10章 補則 (第34条)

附則

(目的)

第1条 この規則は、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する幼稚園（以下「幼稚園」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、幼稚園の管理運営の基本的事項に関し定め、もって円滑かつ適正な幼稚園運営に資することを目的とする。

とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 園児 幼稚園に在籍する子どもをいう。

(2) 教育認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1号に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。

(3) 2号認定子ども 法第19条第2号に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。

(4) 保育標準時間認定子ども 2号認定子どものうち、四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年四日市市規則第53号）第6条に規定する保育標準時間の区分により保育必要量の認定を受けるものをいう。

(5) 保育短時間認定子ども 2号認定子どものうち、四日市市子ども・子育て支援法施行細則第6条に規定する保育短時間の区分により保育必要量の認定を受けるものをいう。

第 2 章 開園時間、学期、休業日及び振替保育

(開園時間)

第 3 条 幼稚園型こども園を除く幼稚園の開園時間は午前 8 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分までとする。

2 幼稚園型こども園の開園時間は午前 7 時から午後 6 時までとする。

(教育及び保育時間)

第 4 条 幼稚園の 1 日の教育認定子どもに係る教育の時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分までの時間を標準とする。

2 幼稚園型こども園の 1 日の 2 号認定子どもに係る教育及び保育の時間は、前項に規定する教育の時間を含み、8 時間を原則とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 2 号認定子どもの 1 日の保育は、当該各号に定める時間の範囲内で行うものとする。

(1) 保育標準時間認定子ども 前条に規定する幼稚園型こども園の開園時間

(2) 保育短時間認定子ども 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までの時間

第 2 章 学期、休業日及び振替保育

(学年、学期及び休業日)

第5条 幼稚園の教育認定子どもに係る

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 幼稚園の教育認定子どもに係る学期

は、次の3学期とする。

(1)から(3)まで (略)

3 幼稚園の教育認定子どもに係る休業

日は、次の各号に掲げるとおりとする

。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 週休日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(7) その他委員会の必要と認める日

(8) 前各号に定めるもののほか、園長が特に休業を必要と認め委員会の承認を得た日

4 幼稚園の2号認定子どもに係る休業

日は、次の各号に掲げるとおりとする

。

(学年及び学期)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌

年3月31日に終わる。

2 学期は、次の3学期とする。

(1)から(3)まで (略)

(1) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する日

(2) 日曜日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

（保育の変更）

第6条 （略）

（休業日）

第3条 保育を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 週休日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(7) その他委員会の必要と認める日

(8) 前各号に定めるもののほか、園長が特に休業を必要と認め委員会の承認を得た日

（保育の変更）

第4条 （略）

### 第3章 教育・保育活動

(教育課程)

#### 第7条 園長は、幼保連携型認定こども

園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）及び文部科学大臣が定める幼稚園教育要領に従うとともに、委員会が定める学校教育指導方針により、各幼稚園の園児及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年4月末日までに委員会に届け出なければならない。

(行事等の届出)

#### 第8条 (略)

### 第4章 園児

(入園資格)

第9条 幼稚園に入園することのできる者は、保護者が本市に居住する教育認定子ども（小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期に達するまでの子どもに限る。）及び2号認定子どもとする。ただし、教育認定子どものうち入園する年度の4月1日における年齢が3歳の子ども及び2号認定子どもの

### 第3章 教育活動

(教育課程)

#### 第5条 園長は、文部科学大臣が定める

幼稚園教育要領に従うとともに、委員会が定める学校教育指導方針により、各幼稚園の幼児及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年4月末日までに委員会に届け出なければならない。

(行事等の届出)

#### 第6条 (略)

### 第4章 幼児

(入園資格)

第7条 幼稚園に入園することのできる者は、保護者が本市に居住する満4歳（その年の4月1日における年齢をいう。）から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

受入れは幼稚園型こども園に限るものとする。

(入園の手続及び決定)

第10条 教育認定子どもを幼稚園に入

園させようとする保護者は、幼稚園・認定こども園教育認定入園申込書 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（第1号様式）を入園を希望する幼稚園を經由して委員会に提出しなければならない。

2 教育認定子どもの入園申込者の数が

募集人数を超えたときは、抽選による選考その他委員会があらかじめ定める方法により決定するものとする。

3 委員会は、教育認定子どもの幼稚園

の入園者を決定したときは、当該保護者に対し、入園承諾書（教育認定）（第2号様式）により通知するものとする。

4 2号認定子どもの幼稚園型こども園

の入園手続及び入園の決定は、四日市市保育所等入所に関する規則（平成26年四日市市規則第50号）に規定する保育所等の入所に係る手続及び入所の決定の例によるものとする。

(入園手続)

第8条 幼稚園への入園を希望する保護

者は、幼稚園・認定こども園教育認定入園申込書 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（第1号様式）を入園を希望する幼稚園を經由して委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、入園の許可又は不許可に

ついて決定したときは、保護者に対し、入園許可（不許可）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(休園、退園等手続)

第 1 1 条 園児を休園、退園又は転園させようとする保護者は、その理由を記して幼稚園を経由して、委員会に届け出なければならない。

(収容定員)

第 1 2 条 幼稚園の定員は、別表のとおりとする。

(1 学級の園児数)

第 1 3 条 1 学級の園児数は、原則として 3 5 人以下とする。

(指導要録)

第 1 4 条 園長は、当該幼稚園に在園する園児の指導要録を作成しなければならない。

(出席簿)

第 1 5 条 園長は、当該幼稚園に在園する園児の出席簿を作成し、常にその出席状況を明らかにしなければならない。

(退園手続)

第 9 条 幼児を退園させようとする保護者は、退園届 (第 3 号様式)を幼稚園を経由して、委員会に届け出なければならない。

(収容定員)

第 1 0 条 幼稚園の定員は、別にこれを定める。

(1 学級の幼児数)

第 1 1 条 1 学級の幼児数は、原則として 3 5 人以下とする。

(指導要録)

第 1 2 条 園長は、当該幼稚園に在園する幼児の指導要録 (第 4 号様式)を作成しなければならない。

(出席簿)

第 1 3 条 園長は、当該幼稚園に在園する幼児の出席簿 (第 5 号様式)を作成し、常にその出席状況を明らかにしなければならない。

(修了証書の授与)

第16条 園長は、幼稚園における所定の課程を修了したと認めた園児に対し、修了証書を授与するものとする。

(保育料等の納付)

第17条 園児の保護者又は扶養義務者は四日市市立幼稚園条例（昭和28年四日市市条例第25号）第4条の保育料及び四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成第26年四日市市条例第37号）第13条第4項に規定する費用の額を納付しなければならない。

(職員及び職務の内容)

第18条 幼稚園に、園長、教諭及び用務員を置く。

(月末統計表)

第14条 園長は、月末統計表（第6号様式）を作成し、翌月5日までに委員会に報告しなければならない。

(修了証書)

第15条 園長は、幼稚園における所定の課程を修了したと認めた幼児に対し、修了証書（第7号様式）を授与しなければならない。

(幼稚園保育料の納付)

第16条 幼稚園に在園する幼児の保護者は、毎月末日（12月は25日とする。）までに、その月分の幼稚園保育料を納付しなければならない。

(職員)

第17条 幼稚園に、園長及び教諭を置く。

2 幼稚園に、前項に規定するもののほか、副園長、主任教諭及び講師を置くことができる。

3 幼稚園型こども園を除く幼稚園で園児の教育に直接従事する職員の数は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条に規定する職員の数を満たすものとする。

4 幼稚園型こども園で園児の教育・保育に直接従事する職員の数は、三重県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号）第3条第1項に規定する職員の数を満たすものとする。

5 （略）

6 副園長は、園長を助け、園長の命を受けて園務をつかさどる。

7 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

8 主任教諭は、園長及び副園長を助け、園児の教育（幼稚園型こども園の場合は教育・保育）をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指

2 （略）

導及び助言を行う。

9 教諭は、園児の教育（幼稚園型こども園の場合は教育・保育）をつかさどる。

10 用務員は、幼稚園の環境の整備その他の用務に従事する。

11 講師は、教諭に準ずる職務に従事する。

【別記1 参照】

（園長の所掌事務）

第24条 園長は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 教育計画（幼稚園型こども園の場合は教育・保育計画）を樹立すること。

(2)及び(3) （略）

(4) 園児及び職員の保健及び安全に関すること。

(5)から(9)まで （略）

3 教諭は、幼児の教育をつかさどる。

第18条 前条に定めるもののほか、必要により次の常勤職員を幼稚園に置くことができる。

【別記1 参照】

（園長の所掌事務）

第24条 園長は、法令に定めるもののほか、次の事項を行うものとする。

(1) 教育計画を樹立すること。

(2)及び(3) （略）

(4) 幼児及び職員の保健及び安全に関すること。

(5)から(9)まで （略）

(事務の専決)

第25条 園長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

(1) 職員の市内出張命令に関すること

(2) 職員の休暇、欠勤等に関すること

(3) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。

(4) 1件10万円未満の物品の購入、印刷の発注並びに施設及び備品の修繕に係る発注に関すること。

(5) 感染症等による登園停止及び解除に関すること。

(6) 定例の報告に関すること。

(7) 前各号に準ずる軽易な事務の処理に関すること。

(職員会議)

第26条 (略)

(幼稚園自己評価)

第27条 園長は、当該幼稚園の教育活動(幼稚園型こども園の場合は教育・保育活動)その他の園運営の状況につ

(職員会議)

第25条 (略)

(幼稚園自己評価)

第25条の2 園長は、当該幼稚園の教育活動その他の園運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表する

いて自己評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 及び 3 (略)

(施設設備の管理及び意見の申出)

第 2 8 条 (略)

(施設及び設備の貸与)

第 2 9 条 園長は、幼稚園の教育上 (幼稚園型こども園の場合は教育・保育活動上) 支障がなく、その使用が 1 日で使用目的が社会教育その他公共のためであると認めるときには、幼稚園の施設及び設備を使用させることができる。ただし、特別の場合には、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(消防計画等)

第 3 0 条 (略)

2 (略)

3 園長は、前項に規定する消防計画に基づき、非常災害その他緊急の事態に備えて、園児の避難及び管理その他職員のとるべき処置等を訓練しなければならない。

ものとする。

2 及び 3 (略)

(施設設備の管理及び意見の申出)

第 2 6 条 (略)

(施設及び設備の貸与)

第 2 7 条 園長は、幼稚園の教育上支障がなく、その使用が 1 日で使用目的が社会教育その他公共のためであると認めるときには、幼稚園の施設及び設備を使用させることができる。ただし、特別の場合には、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(消防計画等)

第 2 8 条 (略)

2 (略)

3 園長は、前項に規定する消防計画に基づき、非常災害その他緊急の事態に備えて、幼児の避難及び管理その他職員のとるべき処置等を訓練しなければならない。

(き損亡失の報告)

第31条 (略)

第8章 職員及び園児の事故

(伝染病発生の処置)

第32条 園長は、職員、園児又はその同居者中に、学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に定める第1種、第2種又は第3種の疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

2 園長は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定により、園児の出席を停止させることができる。職員及び園児が、前項に定める疾病にかかり、若しくはそのおそれのある場合において、園長が出勤停止又は出席停止を命じたときは、直ちにこれを委員会に報告しなければならない。これを解除したときも同様とする。

(事故等の届出)

第33条 園長は、職員及び園児に関し、著しい事故又は集団疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しな

(き損亡失の報告)

第29条 (略)

第8章 職員及び幼児の事故

(伝染病発生の処置)

第30条 園長は、職員、幼児又はその同居者中に、学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に定める第1種、第2種又は第3種の疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

2 職員及び幼児が、前項に定める疾病にかかり、若しくはそのおそれのある場合において、園長が出勤停止又は出席停止を命じたときは、直ちにこれを委員会に報告しなければならない。これを解除したときも同様とする。

(事故等の届出)

第31条 園長は、職員及び幼児に関し、著しい事故又は集団疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しな

ればならない。

(表簿)

第34条 幼稚園には、法令で定めるもののほか、次の各号に掲げる表簿を備えなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 前各号に掲げるもののほか、公文書綴

2及び3 (略)

(子育て支援事業)

第35条 幼稚園型こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第12項に規定する子育て支援事業を行うものとする。

ればならない。

(表簿)

第32条 幼稚園には、法令で定めるもののほか、次の表簿を備えなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) その他公文書綴

2及び3 (略)

(3歳児保育)

第33条 3歳児保育については、第8条及び第12条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(委任)

第 3 6 条 (略)

別表 (第 1 2 条関係)

【別記 2 参照】

第 1 号様式

(略)

第 2 号様式

(略)

(委任)

第 3 4 条 (略)

第 1 号様式

(略)

第 2 号様式

(略)

第 3 号様式

(略)

第 4 号様式

(略)

第 5 号様式

(略)

第 6 号様式

(略)

第 7 号様式

(略)

【別記 1】

改正後

改正前	
職種	職務
講師	教諭に準ずる職務に従事する。
用務員	幼稚園の環境の整備その他の用務に従事する。

【別記 2】

改正後	
別表（12条関係）	
施設名	定員（人）
四日市市立幼稚園型認定こども園海蔵幼稚園	53
四日市市立幼稚園型認定こども園泊山幼稚園	67
四日市市立幼稚園型認定こども園内部幼稚園	53
四日市市立三重幼稚園	70
四日市市立幼稚園型認定こども園羽津幼稚園	50
四日市市立大矢知幼稚園	70
四日市市立幼稚園型認定こども園常磐中央幼稚園	56
四日市市立幼稚園型認定こども園笹川中央幼稚園	55

改正前

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第10条関係）

年度  
幼稚園・認定こども園 教育認定 入園申込書  
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

整理番号

四日市市長  
四日市市教育委員会 宛

年 月 日

次のとおり幼稚園・認定こども園（教育認定）への入園を申し込みます。  
次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費にかかる教育・保育給付認定を申請します。  
なお、四日市市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一住所の者を含む。）及び世帯情報等を閲覧すること（マイナンバー制度による情報連携を含む。）、生活保護受給状況、児童扶養手当に関する情報を閲覧することに同意します。また、特定教育・保育施設等に対して必要に応じ情報提供することに同意します。  
上記に加え、保育料や園児給食代金を滞納した場合、四日市市職員が自宅及び勤務先へ電話又は訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査及び差押等滞納処分を行うことに同意します。

〒

保護者住所 四日市市

TEL 自宅

※現時点で市外在住の方

(転入予定日) 父携帯

代表保護者名

母携帯

年1月1日時点で、住民票が当市以外の方はその市町村名を記入してください（ ）

年1月1日時点で、住民票が当市以外の方はその市町村名を記入してください（ ）

申請児童	氏名（フリガナ） ( )	歳児	生年月日 年 月 日	性別 男・女	申請児童は第三子以降に該当しますか はい・いいえ

次の①から⑤について記入してください

①世帯の状況 ※申請児童以外を記入してください

氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先・学校等	備考
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		

②利用を希望する期間、希望する施設（事業所名） ※希望する施設を1園のみ記入してください

利用を希望する期間	利用を希望する幼稚園・認定こども園名
希望する期間に✓を入れてください 年 月 日から	
<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで	

児童氏名	
------	--

③家庭の状況等について

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 左記以外
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 適用なし	<input type="checkbox"/> 適用あり ( 年 月 日保護開始)
父方	祖父 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所 )	
	祖母 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所 )	
母方	祖父 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所 )	
	祖母 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所 )	

④送迎について

送迎方法	送迎人
<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ( )

⑤申請児童の健康状態等について ※安全に保育するにあたって大切な情報のため、詳細に記入してください

発育歴	出生体重( )g 在胎週数( )週 首すわり( )カ月 おすわり( )カ月 歩き始め( )カ月 ワンワン、ママ、ブーブーなどの片言を話す ( )歳 ( )カ月
健診時の指摘等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (4か月・10か月・1歳6か月・3歳児) 健診の時
健診時の指摘等内容や発育発達面で気になること	<input type="checkbox"/> 発育 (身長・体重の伸び等: ) <input type="checkbox"/> 発達 (歩けない等: ) <input type="checkbox"/> ことば (発語がない・言葉が増えない等: ) <input type="checkbox"/> 行動 (落ち着きがない・人や物に関心を示さない・目が合いにくい・その他) <input type="checkbox"/> 発達等の相談をしたことがある ( 相談施設名 )
病歴	過去にかかった病気: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 現在治療中の病気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 病名 ( ) 医療機関 ( ) <input type="checkbox"/> 心臓病 ( ) <input type="checkbox"/> 呼吸器の病気: 酸素吸入・喘息 ( ) <input type="checkbox"/> ひきつけ: 熱性けいれん・てんかん・ ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
食物アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 { <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳・乳製品 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 有 { 医療機関 ( ) <input type="checkbox"/> 過去にアレルギー有 (現在は問題なし) <input type="checkbox"/> 未摂取のため不明

※施設の自由記述欄

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第10条関係）

様

年 月 日

四日市市教育委員会

## 入園承諾書（教育認定）

申込みのありました への入園について次のとおり承諾いたします。

入園する児童の氏名 ・ 認定者番号 及び生年月日	
入園する幼稚園の 名称及び所在地	
保育の実施期間	年 月 日から 年 月 日
保育料の月額及び 納入方法	
<p>この決定に不服があるときは、この通知を受けた翌日から起算して3か月以内に四日市市教育委員会に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市教育委員会となります）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の四日市市立幼稚園管理規則第10条の規定による幼稚園の入園に関し必要な行為は、この規則の施行の前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(こども未来部保育幼稚園課)